

平成29年度

一 般 会 計 補 正 予 算

( 第 7 号 )

兵庫県南あわじ市

## 議案第 1 号

### 平成 29 年度南あわじ市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 29 年度南あわじ市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,289,425 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加および変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 1 月 17 日 提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰越金		220,636	300	220,936
	1. 繰越金	220,636	300	220,936
20. 市債		3,372,600	18,000	3,390,600
	1. 市債	3,372,600	18,000	3,390,600
歳入合計		27,271,125	18,300	27,289,425

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		7,136,676	9,800	7,146,476
	2. 児童福祉費	2,470,695	9,800	2,480,495
11. 災害復旧費		180,302	8,500	188,802
	2. 公共土木施設災害復旧費	21,501	6,000	27,501
	3. 公共施設災害復旧費	0	2,500	2,500
歳出合計		27,271,125	18,300	27,289,425

## 第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
技 術 支 援 業 務 委 託 料	平 成 3 0 年 度	6, 0 0 0 千円

### 第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還の方法		
				償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	
公共施設災害復旧事業	2,500	証書借入または証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	10	2	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または許可等により繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

変更

起債の目的	補 正 前						補 正 後					
	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償還の 方法
社会福祉施設整備事業	103,500	証書借入または証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	15	3	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または許可等により繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	113,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
公共土木施設災害復旧事業	11,000			10	2		17,000	〃	〃	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18. 繰越金	220,636	300	220,936
20. 市債	3,372,600	18,000	3,390,600
歳入合計	27,271,125	18,300	27,289,425

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	7,136,676	9,800	7,146,476		9,500		300
11. 災害復旧費	180,302	8,500	188,802		8,500		
歳出合計	27,271,125	18,300	27,289,425		18,000		300

2. 歳入

(款) 18. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 繰越金	220,636	300	220,936	1. 繰越金	300	前年度繰越金	300
計	220,636	300	220,936				

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 民生債	111,800	9,500	121,300	1. 社会福祉債	9,500	社会福祉施設整備事業	9,500
10. 災害復旧債	29,400	8,500	37,900	2. 公共土木施設災害復旧債	6,000	土木施設災害復旧事業	6,000
				3. 公共施設災害復旧債	2,500	公共施設災害復旧事業	2,500
計	3,372,600	18,000	3,390,600				

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
4. 保育所費	1,210,765	9,800	1,220,565		9,500		300	13. 委託料	9,800	実施設計委託料	9,800
計	2,470,695	9,800	2,480,495		9,500		300				

(款) 11. 災害復旧費

(項) 2. 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 道路橋梁河川 災害復旧費	21,501	6,000	27,501		6,000			15. 工事請負費	6,000	災害復旧工事費	6,000
計	21,501	6,000	27,501		6,000						

(款) 11. 災害復旧費

(項) 3. 公共施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 公共施設災害 復旧費	0	2,500	2,500		2,500			15. 工事請負費	2,500	災害復旧工事費	2,500
計	0	2,500	2,500		2,500						



議案第 2 号

南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 月 1 7 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例

南あわじ市行政組織条例（平成 17 年南あわじ市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条各号を次のように改める。

- (1) 総務企画部
- (2) 危機管理部
- (3) 市民福祉部
- (4) 産業建設部

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 総務企画部
  - ア 秘書に関すること。
  - イ 議会及び各行政委員会との調整に関すること。
  - ウ 文書及び例規に関すること。
  - エ 統計調査に関すること。
  - オ 職員に関すること。
  - カ 財政に関すること。
  - キ 行財政改革に関すること。
  - ク 財産及び契約に関すること。
  - ケ 広報及び広聴に関すること。
  - コ 情報化の推進に関すること。
  - サ ケーブルネットワークに関すること。
  - シ 市の政策の企画及び総合調整に関すること。
  - ス 移住、定住及び企業誘致に関すること。
  - セ 市長の特命事項に関すること。
  - ソ 鳴門の渦潮世界遺産登録推進に関すること。
  - タ 市民協働によるまちづくりに関すること。
  - チ 公共交通に関すること。
  - ツ 市民相談及び人権に関すること。

テ 他の部の所管に属さないこと。

(2) 危機管理部

ア 危機管理対策に関すること。

イ 防災及び消防に関すること。

ウ 交通安全及び防犯に関すること。

(3) 市民福祉部

ア 窓口業務に関すること。

イ 戸籍、住民記録及び年金に関すること。

ウ 市税等の賦課徴収に関すること。

エ 環境衛生に関すること。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

カ 社会福祉に関すること。

キ 子育て支援に関すること。

ク 国民健康保険、後期高齢者医療及び医療費助成に関すること。

ケ 介護保険に関すること。

コ 保健衛生及び健康増進に関すること。

(4) 産業建設部

ア 商工業及び観光の振興に関すること。

イ 農業、林業及び畜産業の振興に関すること。

ウ 農業共済事業に関すること。

エ 水産業の振興に関すること。

オ 農地及び農業用施設に関すること。

カ 地籍調査に関すること。

キ 道路、橋梁、河川その他土木一般に関すること。

ク 都市計画に関すること。

ケ 市営住宅に関すること。

コ 下水道事業に関すること。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市行政組織条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1) <u>総務部</u></p> <p>(2) <u>企画部</u></p> <p>(3) <u>危機管理部</u></p> <p>(4) <u>市民部</u></p> <p>(5) <u>福祉部</u></p> <p>(6) <u>農林水産部</u></p> <p>(7) <u>建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>総務部</u></p> <p>ア <u>議会及び各行政委員会との調整に関すること。</u></p> <p>イ <u>文書及び例規に関すること。</u></p> <p>ウ <u>職員に関すること。</u></p> <p>エ <u>財政に関すること。</u></p> <p>オ <u>行財政改革に関すること。</u></p> <p>カ <u>財産及び契約に関すること。</u></p> <p>キ <u>情報化の推進に関すること。</u></p> <p>ク <u>ケーブルネットワークに関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1) <u>総務企画部</u></p> <p>(2) <u>危機管理部</u></p> <p>(3) <u>市民福祉部</u></p> <p>(4) <u>産業建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>総務企画部</u></p> <p>ア <u>秘書に関すること。</u></p> <p>イ <u>議会及び各行政委員会との調整に関すること。</u></p> <p>ウ <u>文書及び例規に関すること。</u></p> <p>エ <u>統計調査に関すること。</u></p> <p>オ <u>職員に関すること。</u></p> <p>カ <u>財政に関すること。</u></p> <p>キ <u>行財政改革に関すること。</u></p> <p>ク <u>財産及び契約に関すること。</u></p>	

ケ 他の部の所管に属さないこと。

(2) 企画部

ア 秘書に関すること。

イ 広報、広聴及び統計に関すること。

ウ 市の政策の企画及び総合調整に関すること。

エ 企業誘致に関すること。

オ 市長の特命事項に関すること。

カ 商工業及び観光の振興に関すること。

キ 鳴門の渦潮世界遺産登録推進に関すること。

(3) 危機管理部

ア 危機管理対策に関すること。

イ 防災及び消防に関すること。

ウ 交通安全及び防犯に関すること。

(4) 市民部

ア 窓口事務に関すること。

イ 戸籍及び住民記録に関すること。

ウ 国民健康保険、年金、後期高齢者医療及び医療費助成に関すること。

エ 市民協働によるまちづくりに関すること。

オ 市民相談及び人権に関すること。

カ 市税等の賦課徴収に関すること。

キ 環境衛生に関すること。

ケ 広報及び広聴に関すること。

コ 情報化の推進に関すること。

サ ケーブルネットワークに関すること。

シ 市の政策の企画及び総合調整に関すること。

ス 移住、定住及び企業誘致に関すること。

セ 市長の特命事項に関すること。

ソ 鳴門の渦潮世界遺産登録推進に関すること。

タ 市民協働によるまちづくりに関すること。

チ 公共交通に関すること。

ツ 市民相談及び人権に関すること。

テ 他の部の所管に属さないこと。

(2) 危機管理部

ア 危機管理対策に関すること。

イ 防災及び消防に関すること。

ウ 交通安全及び防犯に関すること。

(3) 市民福祉部

ア 窓口事務に関すること。

イ 戸籍、住民記録及び年金に関すること。

ウ 市税等の賦課徴収に関すること。

エ 環境衛生に関すること。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

ク 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(5) 福祉部

ア 社会福祉に関すること。

イ 少子対策に関すること。

ウ 介護保険に関すること。

エ 保健衛生及び健康増進に関すること。

(6) 農林水産部

ア 農業、林業及び畜産業の振興に関すること。

イ 農業共済事業に関すること。

ウ 農地及び農業用施設に関すること。

エ 水産業の振興に関すること。

(7) 建設部

ア 道路、橋梁、河川その他土木一般に関すること。

イ 地籍調査に関すること。

ウ 都市計画に関すること。

エ 公共交通政策に関すること。

オ 市営住宅に関すること。

カ 下水道事業の経営に関すること。

キ 下水道施設に関すること。

第3条以下 略

カ 社会福祉に関すること。

キ 子育て支援に関すること。

ク 国民健康保険、後期高齢者医療及び医療費助成に関すること。

ケ 介護保険に関すること。

コ 保健衛生及び健康増進に関すること。

(4) 産業建設部

ア 商工業及び観光の振興に関すること。

イ 農業、林業及び畜産業の振興に関すること。

ウ 農業共済事業に関すること。

エ 水産業の振興に関すること。

オ 農地及び農業用施設に関すること。

カ 地籍調査に関すること。

キ 道路、橋梁、河川その他土木一般に関すること。

ク 都市計画に関すること。

ケ 市営住宅に関すること。

コ 下水道事業に関すること。

第3条以下 略